

京 都 女 子 大 学

人 文 論 叢

第 69 号

〔論文〕

- 试论《万叶集》翻汉译中“枕词”的翻译方法(二).....刘 小俊 1
- 日本語における初期の形態的使役に影響する要因に関する予備分析
.....野村 潤 17
- ベトナム華僑の現状と中国中小企業のベトナム直接投資
ーフィールドワークに基づいてー.....姜 紅祥 33
- 情景描写と動きを表す語彙学習について.....横山 仁視 57
-

令和 3 年 1 月

京都女子大学人文学会会則

第1条（名称）本会は京都女子大学人文学会と称する。

第2条（目的）本会は会員の人文関係諸学の研究の促進と会員相互の親睦とをはかることを目的とする。

第3条（事業）本会は前条の目的を達するため下記の事業を行う。

1. 研究発表会、公開講演会の開催
2. 機関誌の発行およびその他の出版物の刊行
3. その他必要と認められる事業

第4条（会員）本会は正会員と賛助会員とによって構成される。必要に応じて名誉会員を置くことができる。

正会員……本学外国語準学科所属および人文科学関係科目を担当する、教授・准教授・専任講師および助教

賛助会員…本会の趣旨に賛同して入会を希望する本学の教職員等または学生、および元会員で会員資格の継続を希望するもの

名誉会員…本学会の元会員であって総会で承認を受けた教職員

第5条（入会）新たに入会しようとする者は正会員による総会の承認を必要とする。

第6条（役員）本会に下記の役員を置く。

会長 1名

幹事 3名

役員は正会員の教授・准教授・専任講師および助教の中から選ぶ。

第7条（運営）会長は本会を代表し、本会の運営にあたる。幹事は会長を補佐し、本会運営の実務を担当する。事務局は外国語準学科共同研究室に置くことを原則とする。

第8条（役員の選出）役員の選出は正会員の互選によるものとする。

第9条（任期）前項の役員の任期は2年とする。但し、再任のときは1年とする。

第10条（編集委員会）機関誌およびその他の出版物の刊行のための一切の事務を行うため、編集委員会を組織する。

編集委員会は、幹事および必要に応じて会長が委嘱する編集委員をもって構成する。

編集の方針に関しては編集委員会に一任する。但し、必要に応じて編集委員会は編集に関して特別委員会を設置することができる。

第11条（会員の権利義務）正会員および賛助会員は所定の会費を納めなければならない。

会員は機関誌の無償配布を受け、機関誌および研究会において研究成果を発表することができる。

第12条（会費）前条の会費は第3条に定める事業および総会、役員会などの開催に要する経費にあてる。

第13条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会会則の改正・変更に関しては、正会員をもって構成する総会の決議によるものとする。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和49年5月1日改正

昭和54年2月23日改正

昭和54年11月17日改正

昭和60年2月15日改正

昭和61年5月14日改正

昭和62年2月13日改正

平成7年5月11日改正

平成10年5月15日改正

平成11年7月7日改正

平成19年2月1日改正

令和元年9月18日改正

人文学会慶弔規定

第1条 人文学会会員の慶弔・傷病等の場合はこの規定により慶弔金、見舞金等を贈る。

第2条 この規定に適用される場合は次の各号とする。

- (1) 会員の結婚のとき
- (2) 会員の退職のとき
- (3) 会員の1ヵ月以上の病気のとき
- (4) 会員の死去のとき
- (5) 会員の父母、配偶者の死去のとき

尚、会員に贈られる金額については、内規による。

第3条 第2条の各号以外の特別な場合は、これに準じて考慮し、必要に応じて総会の承認を得なければならない。また、これらの慶弔、見舞金などに対しての返礼は一切辞退するものとする。

第4条 上の規定の変更は総会の承認を必要とする。

付 則

昭和42年12月10日施行

昭和54年1月10日改正

昭和60年2月15日改正

平成7年6月7日改正

平成11年7月7日改正

『人文論叢』発行細則

1. 編集委員会は年度当初において発行計画を発表し、遅くとも原稿締切の1カ月以前に会員にその旨通知し、寄稿者は遅くとも締切の15日以前に原稿枚数を編集委員会に通告するものとする。
1. 執筆原稿は400字詰用紙50枚以内を原則とする。
1. 冒頭に400語以内の欧文の要旨をつけることができる。
1. 使用の文字は原則として当用漢字とし、新仮名遣いを用いるものとする。
1. 提出された原稿に、執筆要領の規定に従って参照文献が適切に示されているか、編集委員会において確認する。
1. 初校、再校は執筆者の校閲を経ることとし、三校は編集委員会において校正するものとする。
1. 執筆者には抜刷30部を贈呈し、それ以上の抜刷が必要な場合は、実費を執筆者が負担するものとする。
1. 本誌に掲載されたすべての原稿の著作権は京都女子大学人文学会に帰属するものとする。
1. 本学会は原稿の電子化の権利を有し、原則としてそれを京都女子大学学術情報リポジトリを通じて公開する。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和54年2月23日改正

平成7年5月11日改正

平成19年2月1日改正

平成30年7月25日改正

令和3年2月3日改正

人文学会会員（50音順）

〔名誉会員〕

青木 謙三	愛宕 出	大國 義一	岡本 史郎	河野 哲二
高橋 達明	竹中 康雄	寺川 幽芳	土井ギーゼラ	西村 秀人
橋本 草子	吉村 宏一	霊山 勝海		

〔会員〕

愛甲 弘志	Jan Auracher	大谷 麻美	加藤 聡	◎会長	○幹事	金 情浩
姜 紅祥	○小林 亜美	中西 恭子	野村 潤			福永 俊哉
○藤原 美沙	Kim Bradford-Watts	Cécile Morel	●横山 仁視			劉 小俊

〔賛助会員〕

Marie Goto	舟橋 和夫
------------	-------

編 集 後 記

- ・『人文論叢』第69号をお届けいたします。
- ・中西恭子氏の後を受けて、横山仁視氏が会長に選出され、令和2年4月から就任されました。
- ・令和2年10月21日（水）に、人文学会公開講座を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前申し込み制とし、姜紅祥氏（本学）が「中国企業の海外進出と対外直接投資」の演題で、辻田素子氏（龍谷大学教授）が「中国・温州企業家ネットワークの繁栄と限界」と題してご講演をいただきました。それぞれ大変興味深いお話をうかがうことができ、盛会のうちに終わりました。
- ・令和3年2月3日にZoomにて臨時総会が開催され、参考文献のチェック体制に関する発行細則と付則の改正がなされました。
- ・令和3年2月末日をもって、会員のJan Auracher先生（ドイツ語）が退職されました。新天地でのご活躍を祈念いたします。
- ・令和3年3月末日をもって、会員の愛甲弘志先生（中国語）が退職されます。先生は長きにわたり、本学の中国語教育、人文学会、そして本学全体の発展のために尽くしてられました。深く感謝の意をお伝え申し上げるとともに、今後のご健勝とご活躍を祈念いたします。本当にお疲れ様でした。

（藤原美沙記）

令和3年1月26日 印刷
令和3年1月31日 発行

（非売）

人 文 論 叢 第69号

京都市東山区今熊野北日吉町35
編 集 京 都 女 子 大 学 人 文 学 会
代 表 者 横 山 仁 視

京都市中京区西ノ京馬代町6-16
印刷所 株式会社 図書 同 朋 舎
印刷

Kyōto Women's University

Journal of Humanities

No. 69

Contents

[Articles]

- A Study on Chinese translation of "Makurakotoba" in "Manyōshū" (No.2)
..... LIU Xiaojun 1
- A preliminary analysis of factors affecting early morphological causatives in Japanese
..... Jun NOMURA 17
- Current Status of the Ethnic Chinese and Chinese SMEs' Direct Investment :
A Fieldwork Study in Vietnam..... JIANG Hongxiang 33
- Learning the vocabulary of action and movement
..... Hitoshi YOKOYAMA 57
-

Edited by

Association of Humanities

2021